

お困りのことがあれば まずはご相談ください

犯罪の被害者は命を奪われる、怪我をする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけではありません。

事件に遭ったことによる精神的ショックや
身体の不調

医療費の負担や失職、転職などによる
経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、
時間的負担

周囲の無責任なうわさ話やマスコミの
取材等による精神的被害

など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられることがあります。

このような状態が続くと、心身ともに大きな負担がかかり、体調をくずしてしまうことがあります。それどころか、「何に困っているのかさえわからない」という状態に陥ることもあります。

犯罪被害者の相談窓口では、
皆さんのお話を聞き、
支援制度や専門機関のご紹介、
適切なアドバイスを
行っています。



主な相談窓口

犯罪被害者等支援に関する相談

- (公社)山口被害者支援センター
☎083-974-5115
受付:月～金 10時～16時
(祝日・年末年始を除く)
- 全国共通ナビダイヤル
☎0570-783-554
受付:8時～21時(12/29～1/3を除く)
(被害者支援センター開設時間内は、お住まいのエリアの被害者支援センターにつながります)
- 山口県県民生活課
☎083-933-2619
受付:月～金 8時30分～17時15分
(祝日・年末年始を除く)

犯罪被害に関する相談

- 警察総合相談電話
#9110、☎083-933-0110
受付:月～金 8時30分～17時15分
(祝日・年末年始を除く)
- 岩国警察署
☎0827-24-0110
受付:24時間(年中無休)

女性の犯罪被害・性犯罪被害に関する相談

- 女性犯罪被害相談電話レディースサポート110、
性犯罪被害相談電話【警察】
☎0120-378-387、☎083-932-7830、#8103
受付:24時間(年中無休)
- やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお
#8891、☎083-902-0889
受付:24時間(年中無休)

犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



犯罪被害に あわれた方へ

ひとりでも
まずは相談を

岩国市犯罪被害者等 総合的対応窓口

岩国市くらし安心安全課

相談電話

0827-29-5018

月～金 8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)

支援金・助成金のご案内

故意の犯罪行為により、生命・身体に危害を加えられた方や、性犯罪の被害に遭われた方、そのご家族に経済的支援を行います。



支援金の支給や助成金の交付には、要件があります。詳細については下記までお問い合わせください。

岩国市犯罪被害者等総合的対応窓口

岩国市くらし安心安全課

相談電話 **0827-29-5018**

月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

支援金

要件に該当する市民に支援金を支給します。

● 遺族支援金

30万円

犯罪行為により市民が死亡した場合に、第一順位遺族である市民に30万円を支給します。



● 遺族子育て支援金

1人につき10万円

犯罪行為により市民が死亡した場合に、被害者の収入によって生計を維持されていた18歳未満の市民1人につき10万円を支給します。

● 重傷病支援金

10万円

犯罪行為により重傷病を負った市民に10万円を支給します。重傷病とは、療養1か月以上かつ入院3日以上を負傷・疾病(PTSD等の精神疾患の場合は、療養3か月以上かつ3日以上労務に服せない程度)をいいます。



● 性犯罪被害支援金

10万円または5万円

不同意性交等や不同意わいせつなどの性被害を受けた市民に10万円または5万円を支給します。

助成金

支援金の支給対象者や同居するご家族の生活等に支障が出ている場合に、助成金を交付します。

● 生活サポート費助成金

上限3千円/時間(上限30時間)

○調理、洗濯、住居の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、通院等の付き添い、育児・介護援助など

● 一時保育費助成金

上限1人2千円/日(上限10日)

○一時保育費用



● 居住費等助成金

上限20万円(宿泊料は1人1万円/泊)

○新たな住居に入居するための敷金、礼金、日割り家賃など
○ホテル・旅館の宿泊料

● 法律相談費助成金

上限1万5千円/回(上限3回)

○弁護士への法律相談費用



「市民」とは

岩国市の住民基本台帳に記録されている人や、やむをえない理由で記録されずに岩国市に住んでいる人のことを指します。進学や遠隔地での勤務のため市外に居住している人を含む場合があります。